



反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下の通り、反社会的勢力に対する基本方針を定め、この方針に従った対応を徹底します。

○ 取引を含めた関係の遮断

反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

○ 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。

○ 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との連携関係を構築します。

○ 不当要求への法的対応

反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として民事および刑事の両面から法的対応を行います。

○ 裏取引や資金提供の禁止

いかなる理由があっても、反社会的勢力との裏取引や資金提供は、絶対に行いません。

以上

<お知らせ>

当組合では、上記基本方針に基づき、内部管理態勢の強化を図るとともに、お客様とのお取引における規定等を改定し、「定款」や全ての預金取引に共通して適用される「預金取引共通規定」、融資における「各種約定書類」に『暴力団排除条項』を導入しております。

導入されている『暴力団排除条項』は、以下の適用条件に該当する場合には、お取引の利用停止や解約を当組合が行うことができることを定めたものです。

1. お客様による表明・確約に関して虚偽の申告があることが判明した場合
2. お客様が暴力団等の属性に該当する場合
3. お客様が自らまたは第三者を利用して、暴力的または不当な要求行為を行った場合

また、当組合とのお取引に際しての組合員への加入に際しては、お客様が『暴力団排除条項』における適用条件に該当せず、また将来も該当するような行為を行わないことを表明・確約する署名をお願いし、ご署名いただけない場合には、お取引をお断りいたします。

当組合では、今後とも、「反社会的勢力に対する基本方針」に則り、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでまいります。何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

近畿産業信用組合 総務部 **TEL 06-6775-2601**



夢に近づく
夢を産み出す…

